

児童手当の制度改正に伴う手続きのご案内

新-1

児童手当は家庭等における生活の安定及び次代を担う児童の健全な育成に資することを目的として、児童を養育する方に手当を支給する制度です。児童手当法の一部改正に伴い、令和6年10月分の手当から制度が拡充されます。

1. 改正の内容 ※全国一律の制度改正です。

| | | 改正前(令和6年9月分手当まで) | 改正後(令和6年10月分手当以降) |
|--------------------------------------|--|--|-------------------------------------|
| 手当額 | 3歳未満 | 15,000円/月 | 15,000円/月 第3子以降30,000円/月 (※3) |
| | 3歳～小学校修了 | 10,000円/月 第3子以降15,000円/月(※3) | |
| | 中学生 | 10,000円/月 | |
| | 高校生年代(※1) | 支給なし | |
| 多子加算 カウント対象者 (第3子加算関係) (※3) | 第1子、第2子…のカウント⇒高校生年代(※1)以下対象 例 20歳 支給なし 16歳 第1子 支給なし 10歳 第2子 10,000円 支給対象 | 第1子、第2子…のカウント⇒大学生年代(※2)以下対象 例 20歳 第1子 支給なし 16歳 第2子 10,000円 支給対象 10歳 第3子 30,000円 支給対象 | |
| 所得制限 | 所得制限あり ◎所得制限限度額以上…5,000円/月(特例給付) ◎所得上限限度額以上…支給なし(資格消滅・却下) | 所得制限なし(上記手当額を支給) | |
| 定例支給月 | 年3回(6月・10月・2月) | 年6回(偶数月) ※ただし、令和6年度は年4回(6月・10月・12月・2月) | |

※1 高校生年代 …令和6年度の場合は、2006年(平成18年)4月2日～2009年(平成21年)4月1日に出生した者

※2 大学生年代 …令和6年度の場合は、2002年(平成14年)4月2日～2006年(平成18年)4月1日に出生した者

※3 多子加算カウント対象(第3子加算関係) …

第3子加算にかかる第1子、第2子…のカウントについて、改正前から対象であった高校生年代以下の児童に加え、改正後は以下の要件①②を満たす大学生年代の者も対象となるため、該当者がいる場合には手続きが必要となります。

！注意！大学生年代の者は児童手当の支給対象ではないため、第3子加算についても支給対象ではありません。(カウントの対象のみです。)

要件①…監護に相当する世話及び必要な保護をしていること

同居の場合は、日常生活上の世話・必要な保護をしていること。別居の場合は、定期的な連絡・面会等をしていること。

要件②…生計費の相当部分の負担をしていること

申請者の収入により日常生活の全部または一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持できない状況にあること。

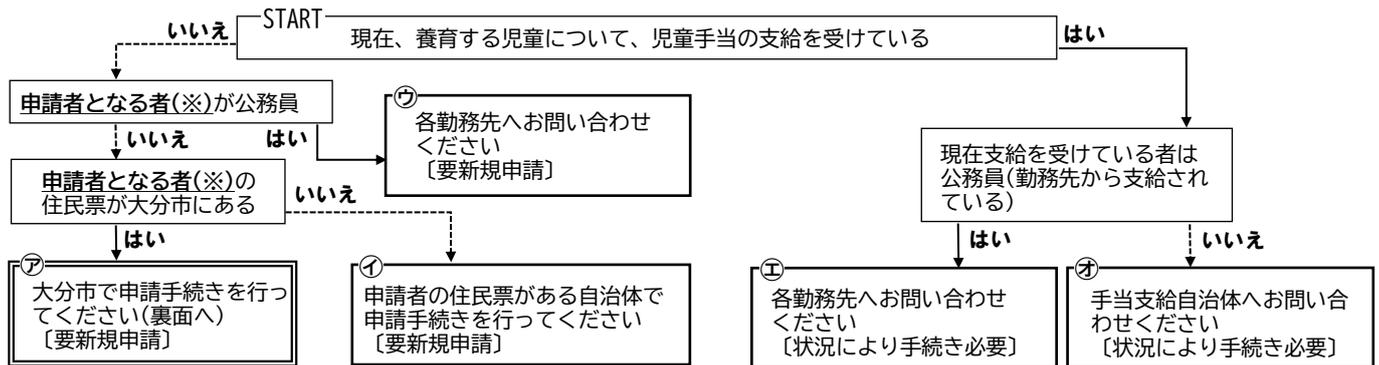
同居の場合は、学費や家賃・食費相当の少なくとも一部を申請者が負担していること。別居の場合は、申請者が学費や生活費の少なくとも一部を仕送りしていること。

※ 就労や婚姻している場合も、要件①②を満たす場合は多子加算のカウント対象となります。

改正後の大分市からの初回支給は令和6年12月13日の予定です。(令和6年10月～11月分手当)

※ 申請期限(R6.9.30)を過ぎた場合や不備がある場合等は、上記支給日に間に合わないことがあります。(詳細裏面)

2. 手続きについて(状況により手続き方法異なります。以下のフロー図を確認してください)



⑦⑧⑨(これから申請が必要な方)について

- 児童手当は、児童を養育する者および児童の住民票が原則、国内にあることが支給要件となります。(児童が留学中の場合は別途要件あり)
- 児童手当の申請手続きは公務員を除き、申請者自身が住民票を置いている自治体にて行いますが、DV避難等により住民票を異動せずに住民票とは異なる自治体に居住している場合には、実際に居住している自治体にて申請手続きを行ってください。なお、申請者と児童の住民票が異なる場合(同一市町村内で別世帯の場合や都道府県や市町村をまたいで別世帯の場合)も支給を受けることができます。(例…申請者は大分市、児童は熊本市の場合 ⇒ 大分市に申請)
- 申請者が公務員の場合は、住民票を置いている自治体に関係なく、勤務先からの支給となりますので、各勤務先にて申請手続きを行ってください。

⑩⑪(すでに支給を受けている方)について

- 今回新たに支給対象となる高校生年代を含めた当該年代以下の児童は、改正前の制度においても申請の対象でしたが、未申請となっている児童がいる場合には、手当支給自治体または勤務先にて、手続きを行ってください。
- また、高校生年代以下の児童のほか大学生年代の子等がおり、「監護相当の世話」および「生計費の負担」を行っている場合には、第3子加算にかかる多子加算のカウント対象となりますので、必要に応じて手続きを行ってください。

重要(※申請者となる者)

児童の父もしくは母が申請者となる場合は、居住状況(児童と同居or別居)にかかわらず、主たる生計維持者(一般的には所得が高い者)が申請者となります。ただし、児童の父母が離婚している場合や離婚協議(調定・裁判)中の場合は、生計を維持する程度にかかわらず、児童と同居している者が申請者となります。また、未成年後見人や父母指定者(父母等が海外在住の場合に、国内でその児童を養育する者として指定された者)についても申請者となるほか、前述のいずれの者(児童の父母・未成年後見人・父母指定者)にも養育されていない児童については、当該児童を実際に養育している者(例：児童の祖父母や叔父叔母、兄弟等)が申請者となります。

裏面へ(必ずご確認ください)

3. 申請方法・期限 ※大分市で申請手続きを行う方(表面フロー図⑦)に該当する方)

申請者種別や状況により提出する書類が異なります。

別紙「申請にあたっての注意事項及び必要書類」及び「記入例」をよくご確認のうえ、申請期限までに手続きを行ってください。

※原則、郵送のみの受付(電子申請(申請者のマイナンバーカード必須)でも申請可)となります。

電子申請は
コチラから



申請期限：令和6年9月30日(月)まで(必着)

※上記期限を過ぎた場合や審査に時間を要する場合、申請内容に不備がある場合等は令和6年12月の振込に間に合わないことがあります。

なお、上記期限を過ぎた場合についても、本制度改正に伴う申請(通常の出生や転入、受給者交代等に伴う申請は除く。)の最終期限(令和7年3月31日)までに申請した場合(郵送の場合は必着)は、令和6年10月分の手当にさかのぼって支給対象となりますが、過ぎた場合には、市が受付した日の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

※審査の結果、支給が決定した場合には、秋以降に順次「認定通知書」を送付します。

4. お問い合わせ・申請先

大分市役所 子育て支援課 給付・医療費助成担当班

お問い合わせフォーム または (電話) 097-537-5793

※お電話は混み合いますので、できるだけお問い合わせフォームをご利用ください。



お問い合わせ
フォーム
はコチラから

***** <よくある質問> *****

高校生年代の児童は就労中です。支給対象となりますか？

児童手当は進学や就労の状況にかかわらず、対象年齢の児童について、監護要件(※1)及び生計要件(※2)を満たしている場合には支給対象となります。したがって、例えば親元を離れて就労している場合についても、面会や連絡の実態から全く父母の監護を受けていない場合、または独立して生計を営んでいると認められる場合(送金を全くしていない場合)を除き、支給対象となります。なお、申請者と児童が住民票上別世帯である場合には、「別居監護申立書(児童と別居しているが、監護・生計要件を満たしていることの上申立書)」の添付が必要となります。

※1 監護要件

…児童の生活について、通常必要とされる監督・保護を行っている、社会通念上考えられる主観的意図及び客観的事実が認められることをいいます。必ずしも同居を必要とするものではありません。

※2 生計要件

…生計同一(児童の父母、未成年後見人、父母指定者に適用)

児童と養育者との間に、生活の一体性があることをいい、勤務、修学等の事情により別居している場合においても、生活費や学資金等の送金が継続的に行われている場合には「生計同一」に該当します。

…生計維持(その他養育者(児童の父母、未成年後見人、父母指定者以外の者で児童を養育している者)に適用)

児童の生計費の大半を支出していることが常態として認められることをいいます。

大分市から案内が届きましたが、現在、配偶者が他の自治体で児童手当を受給中です。

申請は必要ですか。

このご案内は市の住民登録者のうち、2006年(平成18年)4月2日以降に出生した児童がいる世帯で、現在大分市から児童手当を支給していない世帯を対象にお送りしています。養育している児童について、すでに勤務先(公務員の場合)や他の自治体から児童手当の支給を受けている場合は、大分市への新規申請は不要ですが、高校生年代以下の未申請児童がいる場合や大学生年代の者がいる場合には、勤務先や手当支給自治体で手続きが必要な場合があります。

大分市から案内が届きましたが、主たる生計維持者(所得が高い者)は配偶者です。

現在単身赴任のため大分市外に住民票を置いています。どうしたらよいですか？

児童手当は、居住状況(児童と同居or別居)にかかわらず、主たる生計維持者(一般的には所得が高い者)が申請者(ただし、父母が離婚協議(調停・裁判)中で生計を別にしていない場合は、児童と同居している者が申請者)となり、申請者が公務員の場合には勤務先から、公務員でない場合には住民票を置いている自治体からの支給となります。

したがって、主たる生計維持者が単身赴任のため大分市外に住民票を置いている場合、当該者が公務員であれば、住所地にかかわらず勤務先で、公務員でない場合は、当該者が住民票を置いている自治体で申請手続きを行ってください。

なお、別居理由が勤務や修学等のためではなく、離婚協議中のためという場合には、児童と同居している者が申請者となりますが、上記と同様に申請者が公務員か否かによって、申請先が異なります。

これから大分市外に転出する予定なのですが、申請手続きはどこにしたらよいですか？

転出の場合には、誰がいつ転出するかによって手続き方法が異なります。(以下、申請者も配偶者も公務員ではない場合のパターン)

◎パターン1…家族全員で転出する場合

転出予定日がR6.9.30以前の場合は、転出先の自治体からの支給となりますので、当該自治体で申請手続きを行ってください。転出予定日がR6.10.1以降の場合は、一旦大分市で申請手続きを行い、転出後は転出先の自治体で申請手続きを行ってください。転出予定日の属する月の分まで大分市から、その後は転出先の自治体からの支給となります。また、大分市で児童手当の申請手続きを行った後、転出予定日がR6.9.30以前に前倒しとなった場合には、大分市での申請は却下(大分市からは支給なし)となりますので、転出先の自治体で申請手続きを行ってください。

◎パターン2…主たる生計維持者のみ転出する場合

転出理由が勤務等のため、主たる生計維持者が引き続き監護・生計要件を満たす場合には、当該者が申請者となるため、パターン1と同様の形で申請手続きを行ってください。なお、申請の際には「別居監護申立書(児童と別居しているが、監護・生計要件を満たしていることの上申立書)」の添付が必要となります。

転出理由が離婚協議中のためという場合、転出予定日がR6.9.30以前の場合は、大分市に残り児童と同居する配偶者が申請者となりますので、配偶者が大分市で申請手続きを行ってください。転出予定日がR6.10.1以降の場合は、一旦主たる生計維持者が大分市で申請手続きを行い、当該者が転出後に、配偶者が大分市で申請手続きを行ってください。なお、申請の際には「離婚協議(調停・裁判)中であることがわかる書類」の添付が必要となります。

◎パターン3…児童のみ転出する場合

引き続き主たる生計維持者が監護・生計要件を満たす場合には、当該者が大分市で申請手続きを行ってください。なお、申請の際には「別居監護申立書」の添付が必要となります。

◎パターン4…配偶者と児童が転出する場合

転出理由が勤務や修学等のため、引き続き主たる生計維持者が監護・生計要件を満たす場合には、パターン3と同様の手続きとなります。転出理由が離婚協議中のためという場合、転出予定日がR6.9.30以前の場合は、配偶者が転出先で申請手続きを行ってください。転出予定日がR6.10.1以降であれば、一旦主たる生計維持者が大分市で申請手続きを行い、転出後、配偶者が転出先で申請手続きを行ってください。転出予定日がいずれの場合でも、配偶者が申請する際には、「離婚協議(調停・裁判)中であることがわかる書類」の添付が必要となります。

共通事項

- ☞ 「児童手当の制度改正に伴う手続きのご案内」(A4リーフレット)の「2. 手続きについて」のフローチャート「① 大分市で申請手続きを行ってください【要新規申請】」に該当する方は、この「申請にあたっての注意事項及び必要書類」をよくご確認のうえ、大分市に申請をしてください。【申請期限：令和6年9月30日(月)】
- ☞ 大学生年代の者【2002年(平成14年)4月2日～2006年(平成18年)4月1日に出生した者】について、「監護相当の世話」および「生計費の負担」を行っている場合には、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を認定請求書と併せて提出してください。(提出がない場合には第3子加算にかかる多子加算のカウント対象者となりません。)
- ☞ 施設に入所している児童や里親に預けられている児童は申請の対象外です。

手順Ⅰ. 以下の(1)～(4)うち、申請者種別(児童の父または母・未成年後見人・父母指定者・その他養育者)に該当する項目を確認してください。(1)の「児童の父または母」に該当する場合には、さらにA～Eのうち現在の状況に該当する項目を確認してください。

手順Ⅱ. 裏面に項目ごと〔(1)－A～E、(2)～(4)〕の必要書類を記載していますので、該当する項目の必要書類を提出してください。(不備等がある場合には、手当の支給が遅れますので、必ずご確認ください。)

(1) 児童の父または母 (A～E いずれか該当する項目へ)

A. 離婚をしている場合

申請者…父母のうち児童と住民票上同世帯の者

※ただし、父母の両方が児童と住民票上別世帯の場合や離婚後も父母が住民票上同世帯の場合は、父母のうち監護・生計同一要件を満たす者が申請をしてください。父母ともに監護・生計同一要件を満たす場合には、主たる生計維持者(一般的には所得が高い者)が申請をしてください。⇒「(1)－E」を参照

B. 離婚協議(調停・裁判)中で配偶者と別居している場合

申請者…配偶者と別居しており、児童と同居している者

「配偶者と別居しており、児童と同居している」は原則、住民票上の住所地で判断しますが、やむを得ない事情(配偶者の協力が得られず住民票の異動ができない、親権係争中のため住民票の異動ができない等)により住民票を異動することができない場合には、居住実態を確認できる書類を提出していただくことにより手当を支給できる場合があります。

※ただし、父母の両方が児童と別居している場合は、父母のうち監護・生計同一要件を満たす者が申請をしてください。父母ともに監護・生計同一要件を満たす場合には、主たる生計維持者(一般的には所得が高い者)が申請をしてください。⇒「(1)－E」を参照

C. DV(家庭内暴力)により、配偶者と別居している場合

(例：母子生活支援施設等へ入所している場合、配偶者に対して接近禁止命令が発令されている場合 等)

申請者…父母のうち監護・生計同一要件を満たす者(児童と同居している実態がある者)

D. 配偶者が海外在住 または 刑務所に入所中(未決拘留含む) または 行方不明の場合

申請者…父母のうち海外在住、刑務所入所中、行方不明に該当せず、監護・生計同一要件を満たす者

E. 上記A～Dのいずれにも該当しない者

申請者…父母のうち主たる生計維持者(一般的には所得が高い者)

主たる生計維持者は原則、所得の状況(父母のうち、どちらが恒常的に高いか)で判断します。また、状況に応じて、健康保険の状況(児童がどちらの被扶養者となっているか)、住民票上の取扱い(父母のどちらが世帯主か)、税の扶養親族の状況(児童がどちらの扶養親族となっているか)についても併せて判断する場合があります。

継子(配偶者の子等)の場合、原則、養子縁組していることが前提ですが、継父または継母と養子縁組の届出をする予定があり、実子と全く同じように生計を支え、監護を行っている場合には、当該継父または継母が申請者となることができます。

(2) 未成年後見人 ※法人の場合には主たる事務所が大分市にあること

申請者…監護・生計同一要件を満たす者

監護・生計同一要件を満たす未成年後見人が複数いる場合には、生計を維持する程度の高い者(児童に対する生計費の支出状況等により判断)が申請をしてください。

(3) 父母指定者(生計を維持する父母等が海外在住の場合に、国内でその児童の養育者として指定された者)

申請者…監護・生計同一要件を満たす者

父母指定者は原則として、児童と同世帯であることが支給要件ですが、児童が全寮制の学校に在籍している等修学上の事情による場合に限り、別世帯でも申請できます。

(4) その他養育者(上記(1)～(3)のいずれの者にも養育されていない児童を養育している者)

申請者…監護・生計維持要件を満たす者

監護・生計同一要件を満たす上記(1)～(3)の者(児童の父または母、未成年後見人、父母指定者)がいない場合は、実際に児童を養育しているその他の養育者(例：児童の祖父母、兄姉、叔父叔母 等)が申請をしてください。

必要書類 一覧(状況に応じて下表記載以外の書類の提出を求め場合があります。)

(◎…必須、○…状況に応じて)

| 書類 番号 | | 注 釈 | 市ホームページ 様式ダウンロード | (1) A | (1) B | (1) C | (1) D | (1) E | (2) | (3) | (4) |
|----------|--|--------|---------------------|----------|----------|----------|----------|----------|-----|-----|-----|
| 1 | 児童手当 認定請求書《同封の用紙》 | | ◆ 同封もしています | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 2 | 申請者の顔写真入り本人確認書類の写し 例:運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等 | | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 3 | 申請者の健康保険証の写し | | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 4 | 申請者名義の振込先が確認できるものの写し 例:通帳見開き、キャッシュカード、インターネットバンキングの画面等 | | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 5 | 別居監護申立書 (申請者と高校生年代以下の児童が住民票上別世帯の場合) | | ◆ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6 | 監護相当・生計費の負担についての確認書《同封の用紙》 (大学生年代の者について監護相当の世話・生計費の負担をしている場合) | | ◆ 同封もしています | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7 | 離婚協議(調停・裁判)中であることの申立書 | | ◆ | | ◎ | | | | | | |
| 8 | 離婚協議(調停・裁判)中であることが確認できる書類の写し | ※ 1 | | | ◎ | | | | | | |
| 9 | 離婚協議中であることの申立書(配偶者用) (書類番号8が提出できない場合) | | ◆ | | ○ | | | | | | |
| 10 | 居住実態が確認できる書類の写し (住民票で配偶者と別居していること等の居住実態が確認できない場合) | ※ 2 | | | ○ | | | | | | |
| 11 | DVIにより避難していることの申立書 | | ◆ | | | ◎ | | | | | |
| 12 | 母子生活支援施設に入所していることが確認できる書類(入所証明書) (母子生活支援施設に入所している場合) | | | | | ○ | | | | | |
| 13 | 配偶者等からの暴力を訴えていることが確認できる書類の写し (母子生活支援施設に入所していない場合) | ※ 3 | | | | ○ | | | | | |
| 14 | 児童の健康保険証の写し (母子生活支援施設に入所していない場合) | | | | | ○ | | | | | |
| 15 | その他申立書 | | ◆ | | | | ◎ | | | | |
| 16 | 在所証明書の写し (配偶者が刑務所に入所中(未決拘留含む)の場合) | | | | | | ○ | | | | |
| 17 | 行方不明届の写し (配偶者が行方不明の場合) | | | | | | ○ | | | | |
| 18 | 児童手当の受給資格に係る申立書(未成年後見人) | | ◆ | | | | | | ◎ | | |
| 19 | 児童の戸籍抄本の写し | | | | | | | | ◎ | | |
| 20 | 父母指定者指定届 | | ◆ | | | | | | | ◎ | |
| 21 | 児童の入寮証明書 (父母指定者と児童が住民票上別世帯の場合) | | | | | | | | | ○ | |
| 22 | 養育申立書 (1)Eにおいて申請者と継子が養子縁組予定の場合、(4)の場合) | | ◆ | | | | | ○ | | | ◎ |

※1 離婚協議(調停・裁判)中であることが確認できる書類の写し

例:離婚協議申し入れにかかる内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書、控訴状の複本(離婚裁判に係るもの)、弁護士等により作成された離婚協議にかかる文書

※上記の書類がない場合には、書類番号9「離婚協議中であることの申立書(配偶者用)」を提出してください。

※2 居住実態が確認できる書類の写し

(配偶者と別居し、児童と同居していることが住民票上で確認できない場合(やむを得ない事情により住民票の異動ができない場合等))

☞ 配偶者が住民票と異なる所に居住している場合 ⇒市から配偶者に居住実態の確認をします。

☞ 申請者および児童が住民票と異なる所に居住している場合 ⇒以下①②両方の書類を提出してください。

①申請者の居住実態が確認できる書類〔例:公共料金の請求書、賃貸借契約書、その他申請者宛ての郵便物 等〕

②児童の居住実態が確認できる書類〔例:賃貸借契約書(児童の氏名入り)、その他児童宛ての郵便物 等〕

※上記の書類がない場合には、書類番号9「離婚協議中であることの申立書(配偶者用)」を提出してください。

※3 配偶者等からの暴力を訴えていることが確認できる書類の写し(母子生活支援施設に入所していない場合)

例・裁判所から配偶者に対する保護命令が出されていることが確認できる書類

・婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」 等



大分市ホームページ(様式のダウンロード)
二次元コード読み取り または「大分市 児童手当 制度改正」で検索